

総合研究
● 教育と法 ●
教育と法
研究会

第179回 事件当事者に対する学校の調査結果の開示範囲

星野 豊 (筑波大学人文社会系教授)

学校で事故・事件が発生した後、当該事故・事件の当事者と学校との間で対立が生ずるのは、学校が保有している情報を、当事者にどこまで開示すべきかである。

学校の把握する関係者の情報について開示を求めることは当事者の権利であるとの考え方は、いじめ被害者に対して学校が適切な情報開示を行うべきとするいじめ防止対策推進法28条の規定もあずかつて、相当の説得力がある。特に、事件の背景にいじめ等が疑われる場合には、関係者を学校が擁護しているとの感覚が生

ずることも、決して珍しいものではない。

しかしながら他方、開示すべきでない情報が開示されていらない状態に復帰することは不可能であることから、学校が情報の開示に関して極度に慎重な態度をもって臨むことも、一概に不当とは言いきれない。さらに、学校の行う調査や情報収集は、刑事事件のような強制力を持つものでないから、学校が保有している情報を開示する可能性がある情報提供者に認識されてしまうと、そもそも学校が正確な情報を収集

すること自体に支障が生ずるおそれもある。

本稿では、関係者の個人情報保護と当事者の知る権利との合理的な調整を図るための理論的観点と、実務において妥当な結果を導くための具体的な判断基準とについて、考えてみることにしたい。なお、本稿は、情報ネットワーク法学会において『事件関係者の「個人情報保護」と事件当事者の「知る権利」と題して2023年12月10日に発表した内容を、発表会場での議論を含めて推敲したものである。

1 裁判例の現状……………

本稿で問題とする事案に係る裁判例は、徐々に増加しつつあるが、各事件の背景事情が異なることもあずかり、必ずしも判断が一致していないのが実情である。

①福島地裁令和2年12月1日判決・平成31年(行ウ)1号・同年(ワ)54号事件

本件は、自死した生徒の保護者が、学校が保護者および生徒に対して実施したアンケート調

査の集計表、記述集計表、本件生徒との対応関係表等の開示を求めたところ、文書全部が個人情報に該当するとして不開示とされたものである。福島地裁は次のとおり判示し、生徒個人の特定につながりうる情報を除いた部分について、不開示処分を取り消した。

「本件中学校は、3学年で合計17学級（特別支援学級を含む。）であり、その中でアンケートの質問に対して具体的に回答している人数はさらに絞られるであろうから、個人識別の対象となる集団規模はそれ程大きいとはいえない。このように、本件では、個人識別可能性の判断について特別に配慮を要する場面であるところ、生徒、保護者のような本件中学校関係者であれば、生徒の氏名、学年、学級及び所属する部活動等の情報を既に保有し、又は容易に入手し得るため、これらの情報と開示情報を照合して個人識別が可能か否かの観点から判断するのが相当である。そして、上記各文書には、固有名詞のほか、生徒の性別、学年、学級、委員会名、部活動名、学級・委員会・部活動における役職（例えば、委員長、部長）・担当（例えば、係、

ポジション、パート）、委員会・部活動で用いる器具・道具の記載等のように生徒の属性や特徴を示す情報、具体的エピソードの日付（年月日）が記載されているものと推認されること、生徒、保護者であれば、上記各文書の情報に自己保有情報等を照合すると、特定の生徒や保護者を個人として識別することが可能と考えられる（なお、日付（年月日）は生徒の属性を示すものではないが、学校生活では学級単位で終日一緒に活動し、同じクラスであれば同じ場面を見聞している可能性があるため、エピソードの日付（年月日）の限度で特定力があり、個人識別情報を該当すると考える。）」

しかし、これらの情報が除かれれば、関係者の利益は害されないと考えられるから、前記情報を除いた上で、本件各文書は開示されるべきである。

②新潟地裁令和4年5月30日判決・令和2年(ワ)26号事件…東京高裁令和5年7月19日判決・令和4年(ネ)3358号事件
本件は、自死した生徒の保護者が学校の保有

する調査報告書に記載された他の生徒の氏名を開示すべきと主張したものであるが、新潟地裁は、他の生徒の氏名を開示しなかった学校の対応は違法とは言えないと判示し、東京高裁も同旨の判断を下した。

「本件報告書においては、本件生徒のことをあだ名で呼んだ生徒や、汚いもの扱いした生徒が匿名で摘示されているけれども、リーダーや首謀となった加害生徒がいたとの事情は認められず、特定の加害生徒がいじめを行ったような場合の加害者氏名の開示とは事案を異にするものである。また、あだ名で呼ぶ行為に関しては、複数の生徒が行っているものの、これらの生徒が全員一様にかいかい行為を行っていたわけではなく、各生徒によって行為を行う動機、時期、頻度等は相当程度異なっていたこと、本件生徒が教育相談の際に名前を挙げていない生徒も含まれていること、名前を挙げた生徒の中にはその後本件生徒が移動教室等で行動を共にしている生徒も含まれていたこと、本件生徒が生徒を笑顔で追いかける様子を複数名が目撃していたことなどの事情に鑑みれば、本件報告書におい

て名前の挙がった生徒による行為の全てが、本件生徒にとつて精神的苦痛を感じるものであったとは必ずしも認めることができない」「本件生徒が、自死直前の平成29年6月23日に自身の姉に対して述べた『学校でハブかれている。いじめられているかもしれない。自分が教室に入ると雰囲気が変わる。』との発言や、自死前日の家庭における普段と変わらない様子からも、本件生徒が、誰のどの行為によつて精神的苦痛を

感じたのかをうかがい知ることができない。そうすると、本件報告書において名前の挙がった生徒による各行為の全てが本件生徒に対して精神的苦痛をもたらしていたのかどうか、もたらしていたとしても、どの行為がどの程度本件生徒の自死という結果に影響を与えていたのかについては、不明であるといわざるを得ない」から、本件調査報告書に関する情報の一部不開示が違法であると言ふことはできない。

③熊本地裁令和4年5月31日決定・令和3年

(壬) 10069号事件・福岡高裁令和4年

11月29日決定・令和4年(ラ) 307号事件

本件は、自死した生徒の保護者が、加害者とされる生徒ら、および学校を管掌する県に対する訴訟(熊本地裁令和3年(ワ) 345号事件)の中で、学校の保有するいじめ調査報告書の不開示部分を開示すべきと主張し、文書提出命令を申し立てたものである。熊本地裁は次のとおり判示し、報告書に記載された他の生徒の氏名以外の部分の開示を県に命じた。

本件調査報告書「の目的は本件生徒の自死に係る学校調査委員会の調査やその見解の適切性を検証することにあつたところ、本件生徒の自死という重大な問題に直面した本件生徒の遺族にとつて、最終的な調査報告書となつた本件調査報告書にどのような事実関係が記載されているか(特に、本件生徒に対して誰がどのような行為を行い、本件生徒がどのような交友関係を有していたか)については正確に知りたいと思ふのが当然の心情であり、その調査結果を遺族が知る必要性は高いと考えられる。また、本件アンケートの協力依頼文書に調査結果の全てを遺族に対しても非公表とすることを前提として、

査委員会による本件生徒らへの聴き取り調査において特段の前提は付されていないことが窺われることに照らすと、本件アンケート調査に回答し又は学校調査委員会から聴き取り調査を受けた生徒が、本件学校が収集した本件各回答書の内容や聴き取り調査の結果が集約され、自らのプライバシーに配慮された上で本件生徒の遺族等に伝えられることは一定程度予測可能であつたと考えられる。」

これに対し、抗告審である福岡高裁は次のとおり判示し、証言者である生徒の氏名と証言者が特定された証言内容を除く部分について、県に対して文書提出を命じた。

「本件調査報告書には、遺族、教職員及び生徒の証言内容が記載されており、その中には証言者以外の生徒の氏名や具体的なエピソードが含まれる。これらの記載は、本件アンケートの回答書の記載や聴き取り調査の結果をそのまま記載したのではなく、県調査委員会が、その内容を取捨選択し、本件生徒の自死に関連しうるものを整理したものである」。そして、「回答書の作成者や聴き取り調査における被聴取者は、

本件生徒の自死に関わる事実関係を明らかにすることを目的とするものとしてこれらの調査に応じたものであり、その回答ないし供述内容が県調査委員会の審理の中で用いられ、その結果が報告書として取りまとめられることは想定し得たと解される一方、それがそのまま本件生徒の遺族に提供されることや一般に公開されることまで想定し得たとは認められない。」

この判断は、許可抗告および特別抗告がいずれも却下されて確定し（福岡高裁令和5年1月18日決定・令和4年（ラ許）122号事件、最高裁令和5年3月31日決定・令和5年（ク）230号事件）、調査報告書は裁判所に提出されたようである。

2 判決の検討と今後の方向性……

前記各判決のうち、①の事件は、生徒の自死の背景を知るために遺族が調査報告書の開示を請求し、やや規模の小さい社会における調査報告書中の記載と個人の特定との関係が解釈されたのに対し、②の事件では、生徒の自死に関す

る背景事情が明らかでない中、遺族が調査報告

書中の関係者の個人名の開示を求めたものであり、③の事件においては、学校と加害者とされる生徒らに対する訴訟が既に提起され、学校の調査に対して遺族が異議を申し立てて県が再調査を行ったとの事情の下で、調査報告書における調査協力者の証言内容等をどこまで遺族に開示すべきかが争われたものであって、解釈の局面が微妙に異なっている。特に、①および②の事件は、遺族に対して開示される情報の内容によって、その後に訴訟が提起されるか否かが変わってくるのに対し、③の事件では既に生徒を含めて関係者に対する訴訟が提起されていて、訴訟中の主張立証のために開示が請求されている点で、開示の範囲に関して判断が分かれた原因となっているとも考えられる。

各裁判所は、いずれも、個人名については開示しない点で一致しているが、氏名を不開示とすれば特定は困難となるとする③の事件第一審の判断と、関係者間の人的関係からして、氏名以外の情報から関係者が特定される可能性があることを詳細に判示する①の事件の判断とが、

実質的に対立している状況にある。

他方、理論的には、③の事件では、調査報告書の作成経緯および作成目的と、調査協力者の回答に対する認識や予測の範囲が、開示・不開示の判断に大きく影響しており、遺族に対する開示と他の者に対する開示とは実質的に意味が異なるとされているのに対し、②の事件では、自死との関係性が不明であるという状況それ自体が、遺族に対して情報を不開示とすべき理由とされている感があり、どちらの側面を今後重視していくべきかが問題となる。

現時点での私見としては、判断基準の一貫性と実務における対応の明確性という観点からして、調査の目的や経緯、および、調査協力者に対する説明と合意の取り付けという方向性を示す③の事件の判断の方が、今後の基準として望ましいように思われる。なお、実務的な基準としては、大学や学会での研究倫理審査における実験協力者の同意の取り付け方法と撤回可能性の保障、回答の任意性の確保あるいは回答が利用される範囲および期間の妥当性に関する議論が、参考となるように思われる。